

令和7年度 いわき市未来につなぐ人財応援奨学金返還支援事業【再募集】

<募集要項>

1 事業の目的

いわき市の未来を担う若者の定着を図るため、市内事業所等（※）への就職を希望する大学生、大学院生、短期大学生、高等専門学校生、専修学校生等の方に対し、一定の要件の下、奨学金返還のための補助金を交付します。

※市内事業所等 本市及び近隣の市町村内に所在する本社、支社、支店、事業所等

2 募集対象者

次の各号のすべてに該当する方を募集対象とします。

- (1) 大学、大学院、短期大学、高等専門学校、修業年限2年以上の専修学校専門課程（以下「専修学校」という。）、いわきコンピュータ・カレッジ（以下「いわきCC」という。）のいずれかに在学中で、令和7年度に修業年限以内で卒業又は修了することを予定している者 （令和8年3月に卒業予定の方）

※ 市内大学・市外出身も可

- (2) 次の奨学金の貸与を受けている者

ア 独立行政法人日本学生支援機構の第一種奨学金、第二種奨学金

イ いわき市奨学資金

ウ 福島県奨学資金

エ いわきCC奨学金

- (3) 大学等を卒業又は修了した翌月1日から起算して、6か月以内に市内事業所等を有する事業者（公務員・独立行政法人等は除く。）に正規職員等として就職することを予定している者
- (4) 大学等を卒業又は修了後、市内に定住することを予定している者（市内事業所等に配属になれば定住する予定である者を含む。）

3 募集人数

18名程度

4 募集期間・結果通知

- (1) 募集期間 令和7年8月1日（金）から同年8月29日（金）まで

- (2) 結果通知 令和7年10月予定

※ 書類審査により交付対象者を選考し、その結果を文書にて通知します。

5 返還支援額・交付要件等

- (1) 返還支援額（補助金総額）

大学等に在学中に貸与を受けた奨学金（高等専門学校は1年～3年次に貸与を受けた奨学金を除きます。）の2分の1の額

ただし、次の表の区分に応じて定める額と1,536,000円のいずれか少ない額が上限額となります。

区分	区分別の額
大学、大学院	(64,000円×奨学金貸与月数)の2分の1の額
短期大学、高等専門学校、専修学校、 いわきCC	(60,000円×奨学金貸与月数)の2分の1の額 ◆高専は、1年～3年次の貸与月数を除く。

◆ 複数の大学等で奨学金の貸与を受けた場合の返還支援額は、卒業又は修了した大学等毎に算出した返還支援額の合計となります。ただし、1,536,000円が上限額となります。

(2) 補助金の交付要件、交付額及び支払先

市内に定住し、かつ、市内事業所等を有する事業者には正規職員等として就業した（以下「定住・就業」という。）期間が5年（60か月）に達するまでは次のとおり年度毎の補助をします。

区分	交付要件	交付額	支払先
【年度払補助金】 定住・就業通算期間が5年未達成の年度	当該年度の全ての月において、定住・就業したこと。	当該年度に返還した奨学金の額（上限額：返還支援額に100分の10を乗じて得た額※）	交付対象者
【精算払補助金】 定住・就業通算期間が5年達成の年度	最初に市内事業所等を有する事業者就職した日から起算して5年以上定住・就業したこと。	返還支援額から交付済みの年度払補助金の総額を減じて得た額	奨学金貸与元の機関

※ 交付対象者の責に帰すことができない事由によって、当該年度のうち定住・就業できない期間があった場合は、返還支援額に100分の10を乗じて得た額に定住・就業した月数を乗じ12で除した額が上限額となります。

6 応募方法及び書類作成方法

募集期間内に、次の書類を持参又は郵送にて提出してください。

なお、郵送の場合は、**8月29日（金）までの消印有効**、特定記録郵便による。

No.	提出書類	注意点
(1)	奨学金返還支援事業交付対象者認定申請書	○所定様式あり
(2)	応募理由書	○所定様式あり
(3)	政策提案書	○所定様式あり ○「第2期いわき創生総合戦略（本編）総合戦略」52ページ記載の「政策パッケージ」1－1から3－3までのの中から1つ選択し、選択したテーマについて、あなた自身どのように考え、また、何ができるかについて記載してください。なお、提出いただいた提案書及びアンケートは、市役所内で共有し、今後の市の施策を進める上で参考とさせていただく場合があります。 ※「いわき創生総合戦略」は、市ホームページにおいて「第2期いわき創生総合戦略」と検索してください。
(4)	奨学金の受給・返還状況等調査及び個人情報取扱いに関する同意書	○所定様式あり

(5)	学業成績証明書	○大学生、高等専門学校生及びいわきCC学生は <u>在籍校</u> の成績証明書、大学院生は <u>大学在籍時</u> の成績証明書、短期大学生及び専修学校生は <u>高校在籍時</u> の成績証明書、専攻科生は <u>本科在籍時</u> の成績証明書
(6)	奨学金貸与証明書	○日本学生支援機構など、貸与元への請求手続が必要 ※奨学生証ではありません。 ※いわき市奨学資金の場合は不要
(7)	宣誓書	○所定様式あり ※自筆

【書類作成要領】

- ・ 様式は、市ホームページからダウンロードできます。
- ・ **(1)～(4)の書類は、Microsoft Wordなどの文書作成ソフトを使い、A4版片面1枚になるように作成する。**
- ・ 文字の大きさ:12ポイント 書体:明朝体(またはMS明朝)※書類(1)を除く。
- ・ 政策提案書の各設問に文字数制限があります。

7 交付対象者の認定

提出された書類をもとに、応募理由書、政策提案書、修学内容などを総合的に審査し、選考のうえ交付対象者を認定し、その結果を文書にて通知します。

なお、認定を受けても、「2 募集対象者」の要件を満たさなくなった場合やいわき市未来につなぐ人財応援奨学金返還支援事業補助金交付要綱（以下「補助金交付要綱」という。）第10条に定める次の事由に該当した場合は、交付対象者の認定を取り消します。

- (1) 奨学金の返還が全額免除された場合
- (2) 奨学金の貸与を取り消され、又は辞退した場合
- (3) 交付対象者を辞退する場合
- (4) 大学等を退学した場合
- (5) 病気、けが等やむを得ない事情がある場合を除き、修業年限以内に卒業又は修了できなかった場合
- (6) 病気、けが、就職先の事業者（自ら営む場合における当該事業者を除く。）の都合等やむを得ない事情がある場合を除き、大学等を卒業又は修了後、卒業又は修了した翌月1日から起算して、6か月以内に市内事業所等を有する事業者として正規職員等として就職しなかった場合
- (7) 病気、けが等やむを得ない事情がある場合を除き、自己都合により離職し、6か月を超えて市内事業所等を有する事業者として正規職員等として就職しなかった場合
- (8) いわき市契約等に係る暴力団等の排除に関する要綱（平成22年2月22日制定）第4条第1項に規定する排除措置対象者に該当した場合
- (9) 最初に就職した日から起算して、離職期間が通算で12か月を超えた場合
- (10) 最初に就職した日から起算して、120か月を超えた場合
- (11) 正当な理由なく、補助金交付要綱第17条に規定する報告又は調査に応じない場合
- (12) 奨学金の返還を延滞した場合

- (13) 市町村民税を滞納した場合
- (14) 市長が特に認める場合を除き、重複して他から奨学金返還の助成を受けた場合
- (15) 虚偽の申請その他の不正行為により補助金の交付を受け、又は受けようとした場合
- (16) いわき市補助金等交付規則又は補助金交付要綱に違反する行為があった場合

8 認定後の手続き※事前に事務担当から連絡します。

(1) 状況調査（令和8年9月30日までに提出）

- ア 状況報告書（第14号様式）
- イ 大学等卒業証明書又は修了証明書の写し
- ウ 在職証明書（勤務地及び職種が確認できるもの）
- エ 住民票の写し
- オ 就職先の企業の概要（会社パンフレット等も可）

(2) 補助金交付申請（令和9年6月30日までに提出）

- ア 奨学金返還支援事業補助金交付申請書兼実績報告書（第9号様式）
- イ 大学等卒業証明書又は修了証明書の写し
- ウ 在職証明書（勤務地及び職種が確認できるもの）
- エ 奨学金返還証明書
- オ 住民票の写し
- カ 就職先の事業者の概要を確認できる資料
- キ 政策提案状況報告書（第10号様式）
- ク 市町村民税の納税証明書

(3) 補助金交付請求

奨学金返還支援事業補助金交付決定通知書（第11号様式）を受理後、速やかに奨学金返還支援事業補助金請求書（第12号様式）を提出してください。

9 その他

(1) 住所などに変更があった場合

住所、卒業予定年月、奨学金貸与総額などの認定申請時の記載内容に変更があったときは、速やかに奨学金返還支援事業交付対象者認定変更（廃止）申請書（第7号様式）を提出してください。

(2) 本募集要項、Q & A、補助金交付要綱を十分確認のうえ、ご応募ください。

(3) この他補助金交付要綱の規定に従ってください。

10 提出先

〒970-8026

福島県いわき市平字堂根町4-8 教育政策課 奨学金返還支援担当

11 問い合わせ

いわき市教育委員会事務局 教育政策課

電話 0246-22-7540、ホームページ <http://www.city.iwaki.lg.jp/>